

5. 都市景観の形成に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

本県の県土は様々な時代の多彩な景観資源によって構成されており、これらが重層することによって本県の風土が成り立っている。本県においては、このような多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観のほか、農林業や地場産業が特徴づける地域独特の魅力ある景観、表情豊かな自然景観などが形成されている。

また、青垣の山々や緑豊かな丘陵は、景観の重要な骨格を形成しており、青垣を背景とした古墳、社寺などの景観資源を、水田や集落などを通して低地から見渡す眺めや、青垣から大和平野全体を見渡す高見からの眺めなどの眺めの豊かさや、その視点場の豊かさが特徴となっている。また、吉野三町都市計画区域などの地域においても、高原や渓谷などの雄大な自然の眺めなど、多くの優れた眺望の場が存在している。

このようななか、本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい住宅地や工場団地の開発や、駅前や沿道の商業施設の立地など、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されている。

経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行などにより、歴史的景観の保全・活用、眺望景観の保全、市街地景観・沿道景観の整備・整序、自然・風土景観の保全が課題となっている。

イ. 基本方針

- ・奈良県景観条例（平成20年奈良県条例第49号）、景観法（平成16年法律第110号）に基づく制度、都市計画制度などの適正な運用により、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進する。また、より地域の実情に応じた景観形成を図るため、市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することを促進する。もって美しく風格のある県土を形成し、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

ウ. 景観形成のための主要な施策

①歴史的景観の保全・活用

- ・世界遺産やその他の歴史文化遺産により形成される奈良固有の歴史的な景観については、歴史的風土特別保存地区や風致地区の指定により、その周辺地域も含めて保全・再生を図る。
- ・橿原市の今井地区や宇陀市の松山地区など、伝統的建造物群とこれと一体をなしてその価値を形成している地区についてはその環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区の指定を推進する。
- ・地区の特性に応じて歴史的景観を維持・活用するため、特別用途地区や歴史的風致維持向上地区計画等により地区にふさわしい建築物の誘導を図る。
- ・歴史的景観と調和した観光都市としての魅力を向上させるため、歴史的まちなみや歴史のみちすじの保全・整備を図る。

- ・歴史的景観等の保全を図るため、無電柱化を推進する。
- ・歴史的風土の保存・継承を図るため、歴史的風土特別保存地区内において、古都保存法に基づき土地の買入れを行う。
- ・貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づく歴史的風致維持向上計画を市町村が策定することを促進する。

表 4-21 伝統的建造物群保存地区の指定状況

地区名	市町村名	面積 (ha)
今井町地区	橿原市	約17.4
松山地区	宇陀市	約17.0
新町地区	五條市	約7.0

表 4-22 街なみ環境整備事業の実施地区名、市町村及び面積

地区名	面積 (ha)	市町村名
郡山地区	53.5	大和郡山市
今井町地区	18.1	橿原市
新町地区	11.0	五條市
東里地区	15.8	斑鳩町
松山地区	34.8	宇陀市
土佐地区	28.5	高取町
飛鳥地区	6.5	明日香村
寺口地区	5.6	葛城市

表 4-23 歴史的地区環境整備街路事業の実施市町村及び地区名

地区名	市町村名
奈良町地区	奈良市
今井地区	橿原市
法隆寺地区	斑鳩町
松山地区	宇陀市

②眺望景観の保全

- ・青垣とそれを背景とした山の辺の社寺や古墳などと田園及び集落が一体となった眺めが優れた場所からの眺望を確保するため、景観法に基づく景観計画の活用により、大規模建築物等の色彩などの意匠形態について規制誘導を行う。
- ・優れた眺望景観を保全するため、風致地区や高度地区などの適切な運用により、地域の実情を反映しつつ、建築物等の高さ等の規制誘導を行う。

③市街地景観・沿道景観の整備・整序

- ・景観法に基づく景観計画の活用により、広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などへの規制誘導を行うとともに、世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道、県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道、

及び県内の交通網を形成する広域幹線道路の沿道については、重点的にきめ細かな規制誘導を行う。

- ・地域に密着した身近な地区計画、建築協定、奈良県景観条例に基づく景観住民協定制 度などの活用により、地域の個性を活かした景観づくり、まちづくりを促進する。
- ・地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道など、特に周辺景観と屋外広告物との調 和を図る必要のある地区においては、奈良県屋外広告物条例（昭和 35 年奈良県条例 第 17 号）に基づく景観保全型広告整備地区制度の活用を図る。
- ・「奈良県景観色彩ガイドライン（平成 21 年 5 月）」により奈良県の色彩景観におけ る現状及び景観形成における色彩の考え方を示し、建築物等の色彩計画を検討するに あたって活用されるよう景観意識の向上を図る。
- ・都市計画施設の整備等の公共事業の実施にあたっては、「奈良県公共事業景観形成指 針」に基づき、良好な景観形成の先導的な役割を果たす。
- ・道路整備にあたっては、歴史的まちなみや自然など、周辺の景観資源に配慮し、周辺 環境と調和する道路構造物を採用するとともに、可能な限りの無電柱化、街路樹等による緑化等を推進する。

④自然・風土景観の保全

- ・青垣と山の辺の景観の保全を図るため、既に指定されている自然公園、風致地区、歴 史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域等を引き続き指定する。
- ・水田や果樹園などの農地や里山と、集落などが一体となって形成される良好な景観を 保全するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や風致地区などの適切な指定・ 運用、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定の促進、優良農地の保全や耕 作放棄地の減少に努める。
- ・河川やため池などの水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮 しつつ、良好な景観の再生・創出に努める。

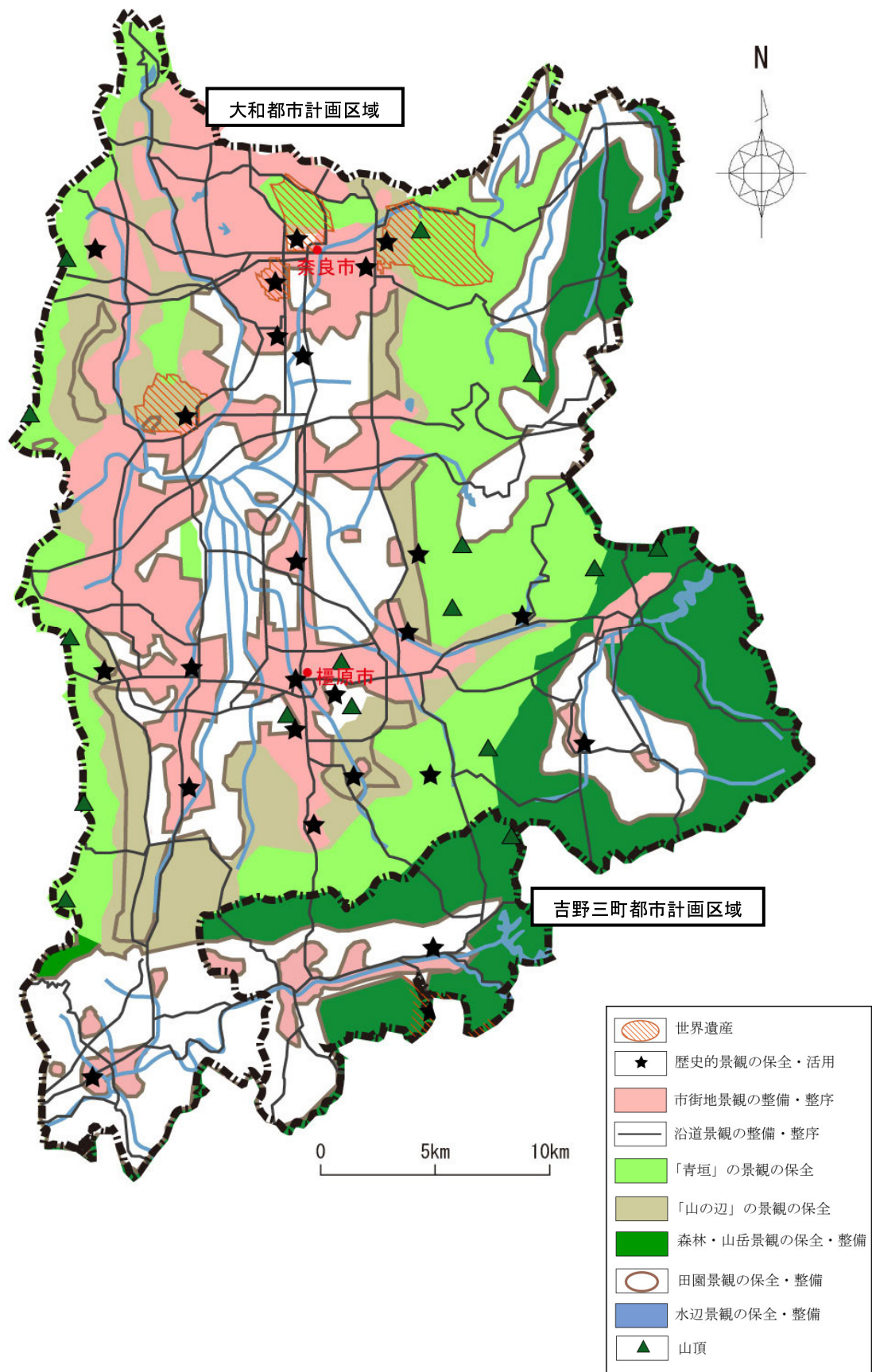


図 4-7 都市景観の形成方針のイメージ図